

# 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

令和6(2024)年3月

野　　田　　市



# 目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本計画策定の背景	1
第2節 計画の期間	1
第3節 本計画の位置付け	2
第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し及び評価	4
第2章 野田市の概況	5
第1節 人口動態	5
第2節 産業の概況	7
第3章 ごみ処理の現況と課題	8
第1節 国、県における減量目標値の設定状況	8
1 廃棄物処理法における基本方針	8
2 循環型社会形成推進基本計画	9
3 千葉県廃棄物処理計画	10
4 SDGs	11
第2節 野田市のごみ処理の現状	12
1 ごみ量の推移	12
2 ごみ組成の特徴	12
3 本市のごみの流れ	13
4 分別収集及び資源回収等	14
5 収集・運搬方法	15
第3節 野田市におけるごみ処理の課題	16
1 現行計画の評価	16
2 本市におけるごみ処理の課題	17
第4章 ごみ処理基本計画	22
第1節 ごみ処理の基本方針	22
第2節 施策の体系	23
第3節 重点施策	25
1 排出抑制	25
2 ごみ減量・リサイクルの推進	26
3 ごみ処理システムの整備・拡充	29
4 環境保全意識の普及啓発	30

第4節 食品ロス削減の推進（食品ロス削減推進計画）	31
1 食品ロスの削減の推進	32
2 食品ロスの削減に向けた取組	33
第5節 減量目標及びごみ量の予測	34
1 減量目標値の設定	34
2 減量目標に基づくごみ量の予測	34
第5章 計画策定に当たっての留意事項	38
第1節 施策の実施体制	38
1 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築	38
2 他の自治体との連携による広域支援体制	38
3 災害対策体制の確立	38
4 環境マネジメントシステムの導入	38
第2節 地球温暖化防止への配慮	38

# 第1章 基本的事項

## 第1節 基本計画策定の背景

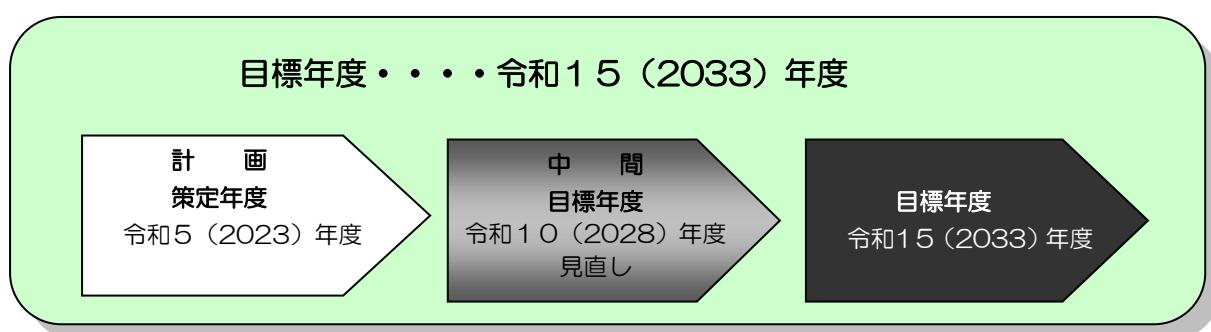
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定を義務付けられているものですが、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月環境省）において、目標年次を10年から15年先においておおむね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市において平成24（2012）年3月に「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）～30パーセントごみを減らそう！のだプラン～」（前計画）を策定し、平成22（2010）年度の基準年度に対して、最終目標年度の令和5（2023）年度に国基準より厳しい目標を設定し、減量目標値は家庭系と事業系について個々に定めていますが、家庭系及び事業系ともに、目標年度に減量目標値を達成することが難しい見込みとなっています。

こうした状況を踏まえ、新たな減量目標を設定し、本計画の改定を行い、新たな「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定するものです。

## 第2節 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、10年後の令和15（2033）年度を目標年度とします。なお、社会変動などを踏まえておおむね5年ごとに改定することとされていることから、中間年度（令和10（2028）年度）において見直しを行います。



### 第3節 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」を始め、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図1-3-1に、本計画に関する法令の概要を表1-3-1に示します。

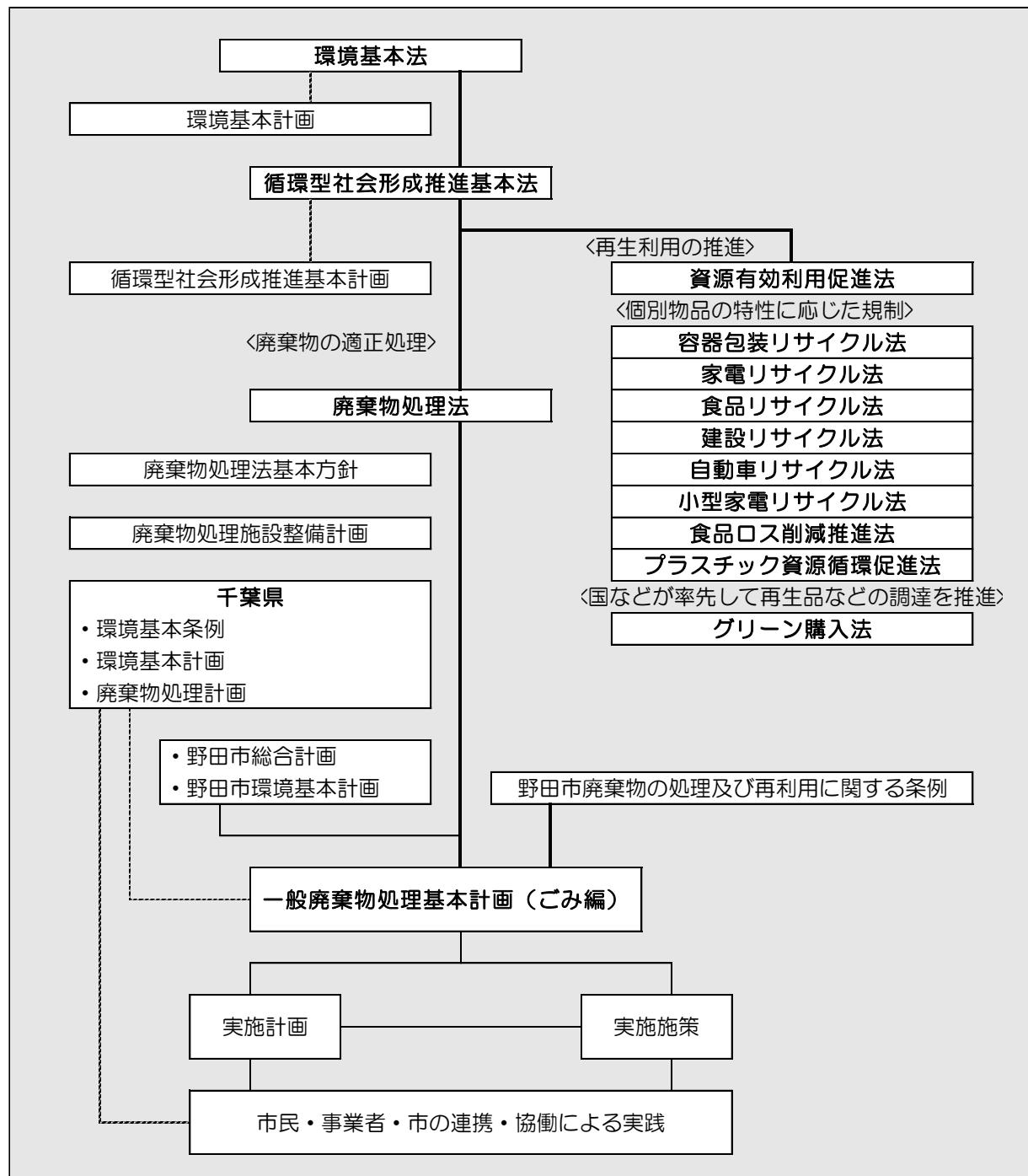


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表1-3-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度 (1993)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度 (2000)	循環型社会の形成についての基本原則や国の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年度 (1970)	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生など）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年度 (1991)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者などの取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品などの再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年度 (1995)	家庭などから排出されるごみの大半（容積比約 60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度 (1998)	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品はテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年度 (2000)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などの促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年度 (2000)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年度 (2002)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルなどを図る。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成 24 年度 (2012)	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)	令和元年度 (2019)	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を図る。
プラスチック資源循環法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	令和 3 年度 (2021)	プラスチック使用製品廃棄物の、市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じることにより、プラスチックに係る資源循環の促進を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年度 (2000)	国などが率先して、再生品などの環境物品など、調達を推進し、情報提供その他の環境物品などへの需要の転換の促進を図る。

## 第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し及び評価

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。基本計画で定めた目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を隨時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の進捗状況を施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取組状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。（図1-4-1 参照）

また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

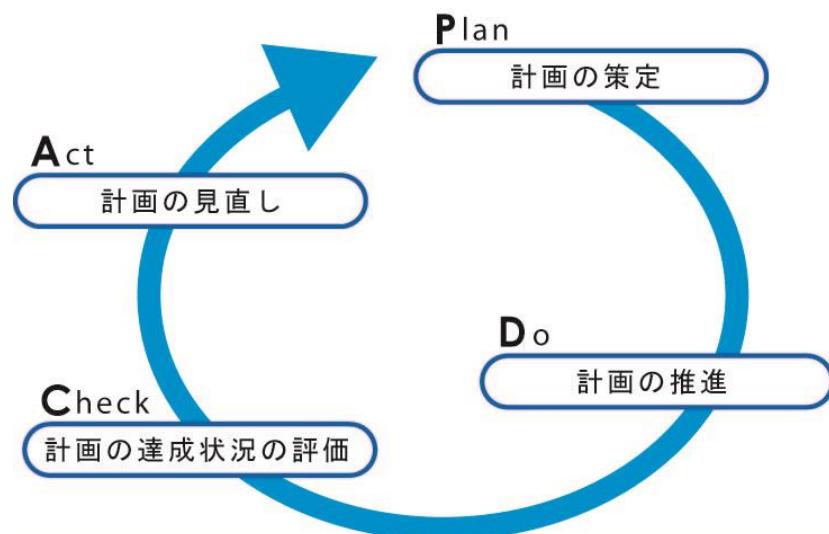


図1-4-1 本計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

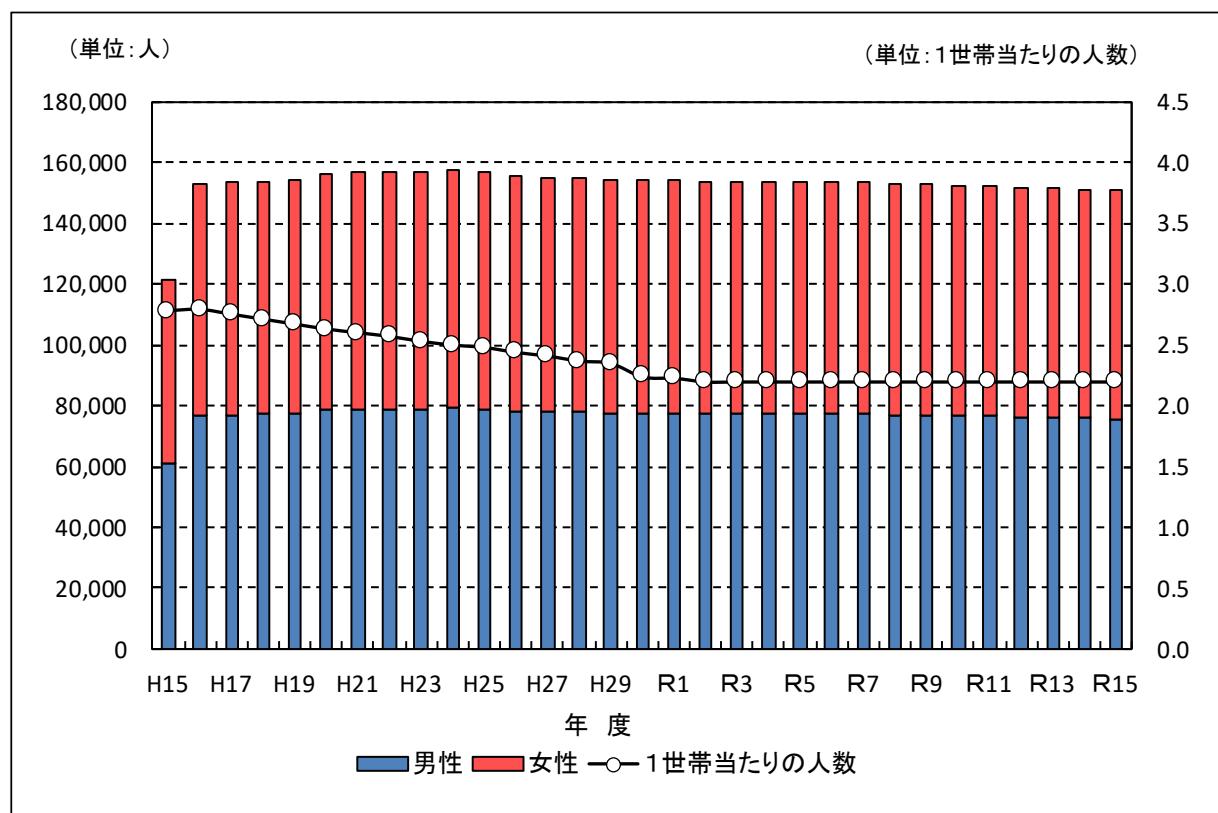
年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な取組 (市民・事業者・行政)</li><li>進捗状況の点検</li><li>進捗状況の評価</li><li>次年度の目標と課題</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各施策間の調整</li><li>重点施策などの検討</li><li>関連事業及び計画との連携</li><li>国、県及び近隣市町との連携</li></ul>

## 第2章 野田市の概況

### 第1節 人口動態

本市における人口の推移を図2-1-1に示します。本市の人口は、右肩上がりで推移してきており、平成15（2003）年6月6日には旧野田市と旧関宿町が合併したことにより、15万人を超えるました。

しかしながら、人口は、平成24（2012）年度から減少傾向に転じ、1世帯当たりの人数も年々減少しているとともに、少子化・高齢化が進んでいるため、将来的にも従来のような増加傾向での推移は考えにくくなっています。それらを踏まえ、本計画の上位計画『野田市総合計画』の人口を採用し、令和7（2025）年度153,684人、令和12（2030）年度151,932人で推移するものと見込みます。



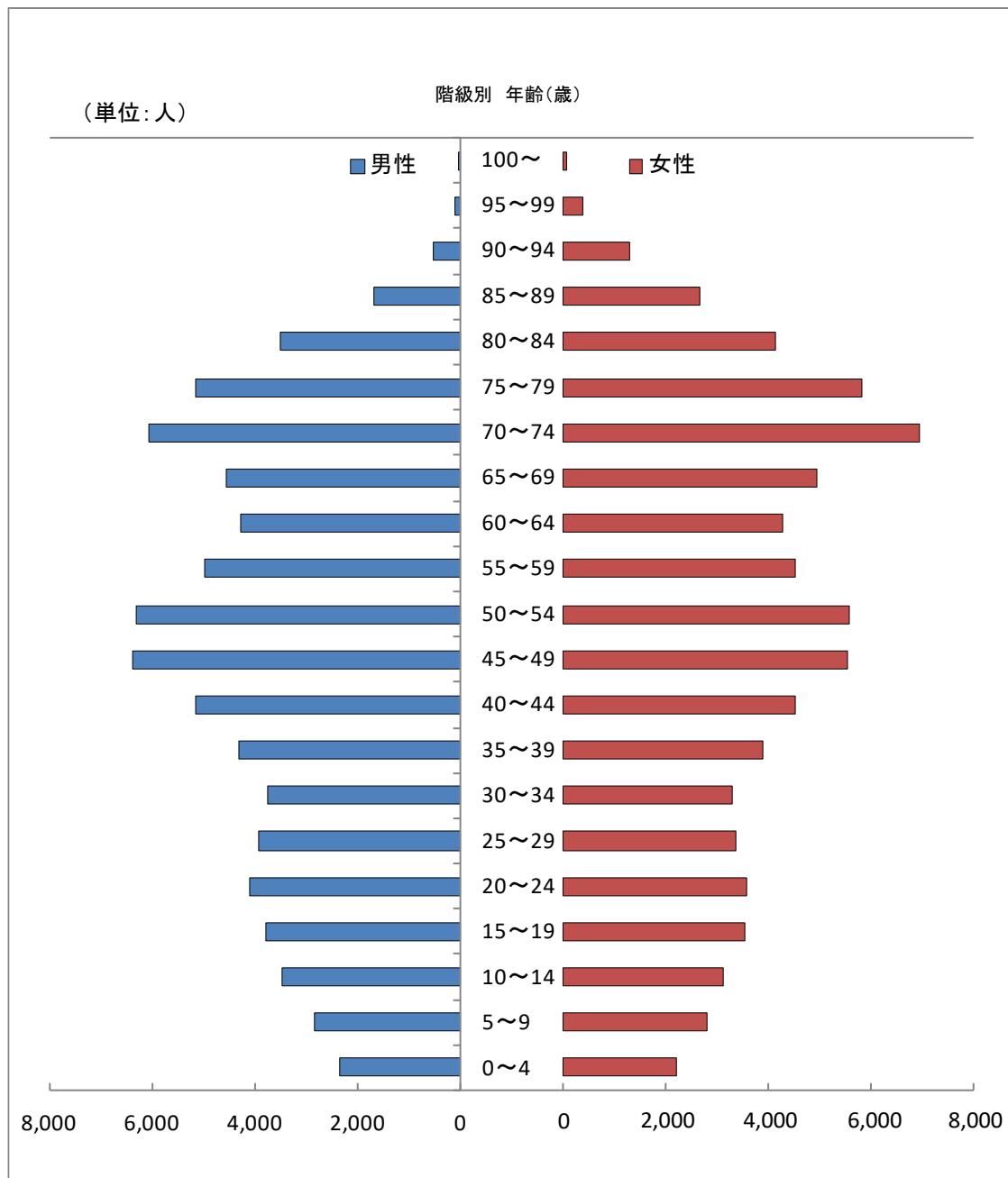
資料：市民課

図2-1-1 本市における人口の推移

注：平成15年～平成24年は、住民基本台帳及び外国人登録者数の各年4月1日付け人口を示しています。平成25年からは外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳の数値によります。

年齢別人口を図 2-1-2 に示します。令和4年度（2022）における本市の年齢別人口では、男性は45～49歳、女性は70～74歳が最も多くなっています。

また、0～14歳までの年少人口は市全体の約11.0%、15～64歳までの生産年齢人口が約57.9%となっていますが、65歳以上の老人人口は31.1%となっています。



資料：「令和4年度 年齢別人口統計表」

図 2-1-2 本市における年齢別人口（令和4（2022）年度）

## 第2節 産業の概況

本市の産業別事業所数と従業者数を表 2-2-1 に示します。

本市においては、長い歴史と伝統を有する醤油醸造業及びその関連産業が野田市駅周辺で発展し、多くの工場が稼動しています。また、国道 16 号線沿いの中里、南部及び野田工業団地では金属・機械製造を中心として発展してきており、製造業の割合が比較的高くなっています。さらに、低地部の農地利用では水稻を中心とした作付けが行われており、台地部では、枝豆やほうれん草などの野菜類を中心とした農業が営まれています。しかし、近年の高齢化に伴う後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあることから、第一次産業の割合は低くなっています。

また、7割を占める第三次産業では、卸売業・小売業が 17.9%、次いで運輸業・郵便業が 14.4% となっていますが、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、中心市街地で店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足などにより商業を取り巻く環境は厳しくなっています。

表 2-2-1 本市における産業別事業所数と従業者数の概要

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一 次 产 業	19	187	0.3
農林漁業	19	187	0.3
第二 次 产 業	1,186	15,137	2.9
製造業	611	12,207	27.9
建設業	575	2,930	5.4
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0
第三 次 产 業	3,599	39,069	71.8
卸売業、小売業	1,158	9,753	17.9
運輸業、郵便業	262	7,834	14.4
医療、福祉	355	6,422	11.8
宿泊業、飲食サービス業	466	3,652	6.7
教育、学習支援業	132	2,359	4.4
生活関連サービス業、娯楽業	446	2,897	5.3
その他	296	2,911	5.4
学術研究、専門・技術サービス業	128	983	1.8
不動産業、物品賃貸業	270	923	1.7
金融業、保険業	46	612	1.1
他の営利事業	24	493	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	4	158	0.3
情報通信業	12	72	0.1
公 務	-	-	-
合 計	4,804	54,393	100.0

資料：「平成 28 年経済センサス-活動調査」

注：事業内容が不詳の事業所は含まず。

「公務は対象外」

## 第3章 ごみ処理の現況と課題

### 第1節 国、県における減量目標値の設定状況

#### 1 廃棄物処理法における基本方針

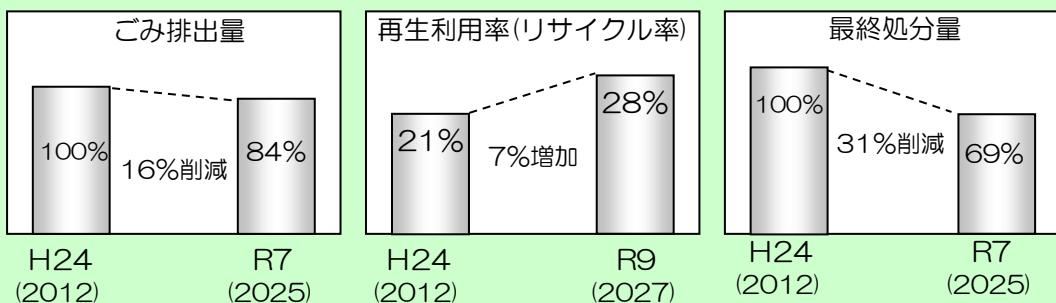
平成 13（2001）年5月に告示された、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、環境大臣が定める基本方針が令和5（2023）年6月に変更され、令和5（2023）年度以降の廃棄物の減量化の目標などが定められました。

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、ライフスタイルの変化等、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しています。その変化に対応し、諸問題の解決を図るべく、改めて大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来のライフスタイルを見直し、高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、循環型社会への転換を更に進めていく必要があるとされています。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。

#### 基本方針で示された一般廃棄物の目標

- ◇ 計画目標年次 令和7（2025）年度
- ◇ 計画の目標
  - ・ごみ排出量を平成 24（2012）年度から約 16%削減
  - ・再生利用率（リサイクル率）を約 28%に増加（令和 9（2027）年度）
  - ・最終処分量を平成 24（2012）年度から約 31%削減
  - ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を 440g とする。



※ごみ排出量とは、収集ごみ量と直接搬入量を加えた値です。

## 2 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法（平成 12（2000）年 法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15（2003）年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

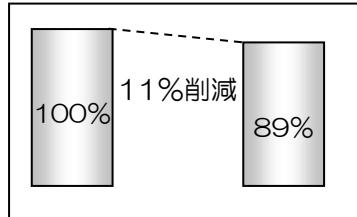
その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化を始めとする環境問題への対応などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 30（2018）年 6 月 19 日に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

第 4 次循環型社会形成推進基本計画では、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」の構築を一層推進するための各主体の取組や具体的な数値目標が設定されています。

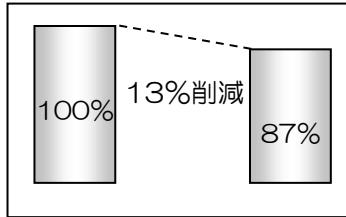
### 循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 計画目標の設定（平成 30（2018）年度～令和 7（2025）年度）
  - ・資源生産性（GDP/天然資源等投入量）の向上。令和 7（2025）年目標約 49 万円（平成 12（2000）年の約 2 倍）
  - ・入口側の循環利用率（循環利用量/（天然資源等投入量+循環利用量））の向上。令和 7（2025）年目標約 18%（平成 12（2000）年の約 1.8 倍）
  - ・出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物等発生量）の向上。令和 7（2025）年目標約 47%（平成 12（2000）年の約 1.3 倍）
  - ・最終処分量の減量。約 13 百万トン（平成 12（2000）年度から約 77% 減）

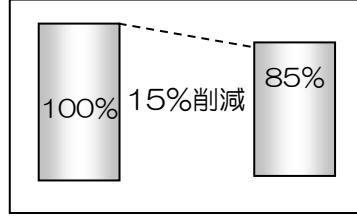
1 人 1 日当たりのごみ排出量  
(収集、直接搬入、集団回収を含む)



1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量  
(集団回収、資源ごみ等を除く)



事業系ごみ排出量（総量）



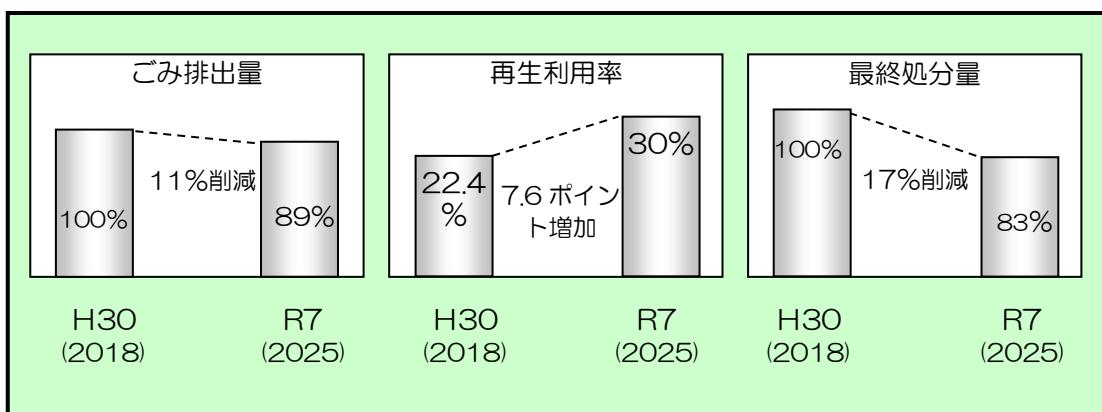
### 3 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、令和3（2021）年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画では、SDGsの視点を踏まえながら、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指して、実効性のある施策の展開を図っています。

このうち、一般廃棄物についての目標値は、以下のとおりとなっています。

また、国の目標値（令和7（2025）年度）が平成30（2018）年度実績値の11%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に平成30（2018）年度の実績値の11%減の183万トン以下を目標としています。



これらの目標を達成するために、県民・事業者・行政などの各主体による3R<sup>\*</sup>、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R<sup>\*\*</sup>の取組を推進し、環境への負荷も配慮しつつ、地域循環共生圏の考え方も含め、最適な再生利用及び熱回収（循環的利用）と適正な処分の確保を目指し、新たな目標値を設定し、施策体系を見直しています。

\*3Rとは、（リデュース：Reduce）、（リユース：Reuse）、（リサイクル：Recycle）の頭文字を表しています。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する（リユース：Reuse）、さらにどうしても「ごみ」として排出するものについては分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となります。

\*\*2Rとは、上記の「3R」の中でも特に優先して取り組みたい（リデュース）、（リユース）の頭文字を表しています。2Rの推進により、廃棄物の排出量そのものを減らすことで、環境への負荷が低減されるだけでなく、リサイクルや処理にかかるエネルギー・コストの削減につながります。

\*\*\*\*

## 4 SDGs

### SDGsへの取組

気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27（2015）年9月）が採択されました。

その中で示された、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030（令和 12）年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17 のゴール（目標）と具体的な 169 のターゲット（達成基準）が設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。

本計画における具体的なSDGsへの取組については、第4章、第3節 重点施策において関係するゴールをアイコンの形で示します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2節 野田市のごみ処理の現状

### 1 ごみ量の推移

本市の1人1日当たりの排出量（排出原単位）は、平成7（1995）年度の指定ごみ袋制度の導入後に大幅な減少を示し、平成15（2003）年6月の関宿町との合併後も年々減少傾向にありました。平成24（2012）年度には一旦

増加しますが、翌年から減少に転じており、一時的に令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響により増加しましたが、それ以降は再び減少傾向にあります。収集したごみと、処理施設に持ち込まれたごみの総排出量についても同様に、平成24（2012）年度から増減を繰り返し、その後は減少に転じています。（図3-2-1 参照）

### 2 ごみ組成の特徴

本市のごみ質は、紙類の組成割合（乾基準）が約48%と最も高いことと、水分の割合が約49%と高いことが特徴です。さらに、排出時のごみ組成（湿基準）としては厨芥類など非常に多く、その水分が紙ごみに染み込み保持されているものと考えられます。現状では、処理量のおおむね半分を占める水分を蒸発処理するために多量の灯油などのエネルギーを消費しています。こうしたことから、厨芥類の水切りの徹底と紙類の削減は、大幅なごみ減量につながるとともに、ごみ中の水分量の低減効果も期待できます。これらの本市のごみ質の特徴を踏まえ、生ごみ（水分を含む）と紙類の減量に重点的に取り組む必要があります。（表3-2-1 参照）

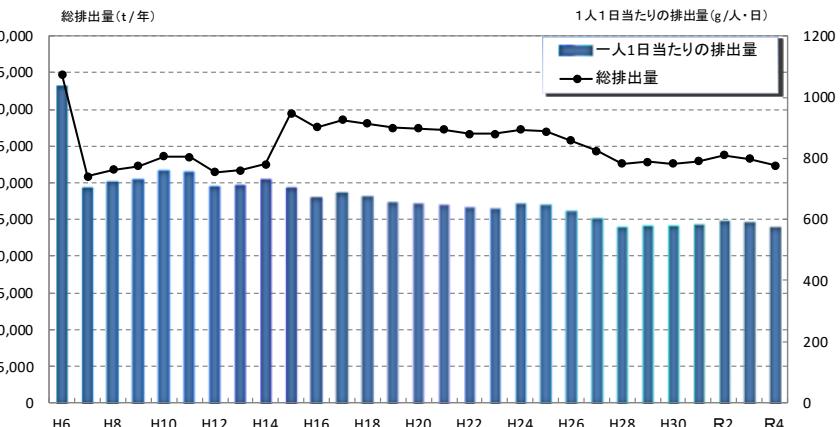


図3-2-1 ごみ量の推移

表3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果（乾基準）

		野田市
見掛け比重	(kg/m³)	154.2
全水分	(%)	49.1
全灰分	(%)	7.4
可燃分	(%)	43.5
ごみ組成（乾基準）		
(%)		
紙類		47.8
厨芥類		10.0
布類		10.0
草木類		7.6
プラスチック類		14.3
ゴム類		0.6
その他		6.8
金属類		0.1
ガラス類		0.1
セトモノ・石・砂		2.6
不燃物混入率* (%)		17.7

\*不燃物混入率：不燃物（プラスチック類、ゴム類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂）の割合（乾基準）

### 3 本市のごみの流れ

本市のごみ処理の流れを図3-2-2に示します。

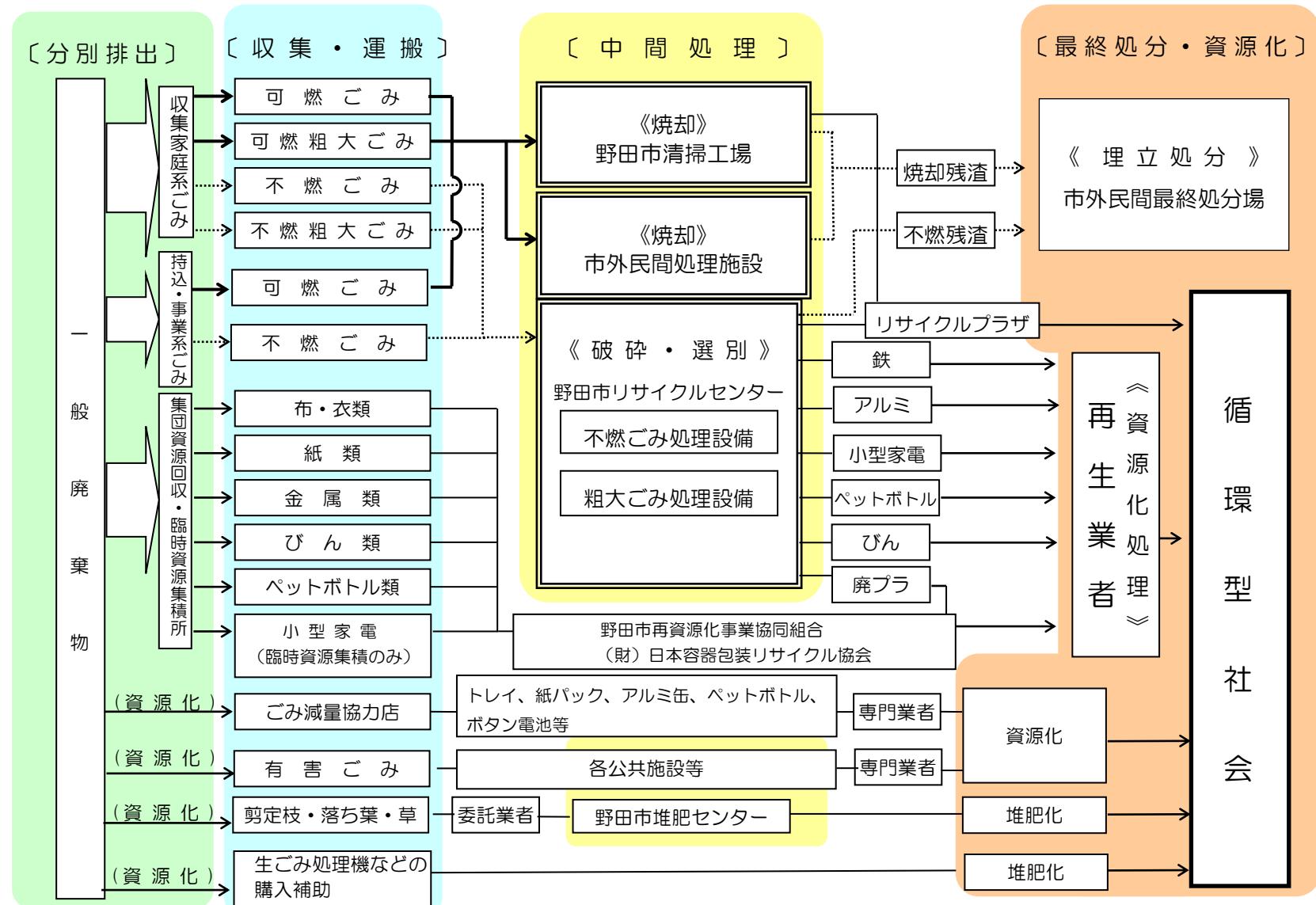


図3-2-2 ごみ処理フロー図(令和5(2023)年度)

## 4 分別収集及び資源回収等

### (1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、適正かつ効率的・経済的な中間処理を実施するため、処理方法から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物（剪定枝などを含む）」「小型家電」及び「有害ごみ」に区分しています。本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を表3-2-2に示します。

表3-2-2 ごみの分別区分、収集頻度及び排出方法（令和5（2023）年4月現在）

区分	品目	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ペット用トイレシート又はトイレ砂、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん、本革製品など	週2回	指定ごみ袋
不燃ごみ	不燃物	・プラスチック類 ・ガラス類 ・陶磁器類 ・ゴム製品類 ・小型家電製品 ・ビニール類 ・ラップ類 ・トレイ類 ・その他(使い捨てカイロ、水着、工作などで切断されたペットボトルなど)	週1回	指定ごみ袋
		塩ビ管（塩ビパイプ）	随時(申込み) 自己搬入	自己搬入
粗大ごみ	基準を超える大きさのごみ	1辺が40cm以上のもの、又は3辺（縦十横十高さ）の合計が90cm以上のもの	随時(申込み) 自己搬入	粗大ごみ処理券 自己搬入
資源物	紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック（牛乳・ジュースなどで内側にアルミなどが使われていないもの）、雑紙（雑誌・包装紙・紙袋・名刺など）	月1～2回 集団資源回収 (団体により 収集頻度が 異なる) 随時自己搬入	ひもで縛る 紙袋 ダンボール箱
	びん類	ジュース・酒などの飲料用びん、ジャムや調味料類のびん、コーヒーなどのし好品用びん		回収容器
	ペットボトル類	飲料、酒、みりん、醤油、めんつゆ、食酢・調味酢、ノンオイルドレッシングの入っていたペットボトル容器(キャップを除く)		回収容器
	金属類	飲料水のアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、菓子などの入っていた缶、油や塗料の入っていた缶、スプレー缶、やかん、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジ、鉄くず、ステンレス、銅製品など		回収容器
	布・衣類	布（毛布、タオルケット、シーツ、カーテンなど）、衣類（ポロシャツ、ブラウス、ワイシャツ、ズボン、スカートなど）		ひもで縛る
	剪定枝など	市内から発生する剪定枝、落ち葉・草など		バラ積み 又は結束
小型家電	小型家電製品	ゲーム機、電話機、パソコン、プリンター、電気掃除機、IHコンロ、ビデオカメラなど	随時 自己搬入	自己搬入
有害ごみ	有害物質を含むごみ	乾電池、蛍光管など	拠点回収	自己搬入

## (2) 収集・処理できないごみ

紙くず・木くず・市内の個人居宅の解体に伴う木材（書類等により確認できたもののみ）以外の産業廃棄物や、家電リサイクル法の対象品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、テレビ＜ブラウン管式、液晶式、プラズマ式＞、エアコン）、資源有効利用促進法の対象物（パソコン）、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物（廃タイヤ、消火器、車両用バッテリーなど）については、本市施設では処理できることから収集や受入れを行っていません。

## 5 収集・運搬方法

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、野田市全域を対象とし、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより市民サービスの向上を図っています。

また、ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を基本とし、直営又は委託により表3-2-3に示すように行っていますが、3Rの推進に伴い、収集運搬体制の見直しが必要となります。

なお、老人人口の増加、老人単身世帯の増加により、平成16（2004）年度からごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象とした戸別収集事業（野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業）を実施するとともに、27（2015）年度からは、粗大ごみの運び出しが困難な高齢者、障がい者等に対し、屋内からの粗大ごみの運び出し収集事業（野田市粗大ごみ運び出し収集事業）も実施しています。

表3-2-3 収集運搬体制

項目	排出方法	収集形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	指定ごみ袋	ごみステーション（集積所） 収集	週2回	市（直営・委託）
不燃ごみ	指定ごみ袋	ごみステーション（集積所） 収集	週1回	市（直営・委託）
粗大ごみ	粗大ごみ処理券貼付	戸別回収	申込制	委託業者
資源物	指定なし	資源ステーション（集積所） 収集 拠点回収	月1～2回 個別持込み	委託業者
小型家電	指定なし	拠点回収	個別持込み	委託業者
有害ごみ	指定なし	拠点回収	個別持込み	委託業者

### 第3節 野田市におけるごみ処理の課題

#### 1 現行計画の評価

平成 30（2018）年 3 月に策定された現行計画の『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に掲げられた総排出量の数値目標に対して実績は、次のとおりです。

令和 4（2022）年度における実績と現行計画における目標値を比較すると家庭系処理対象ごみでは、目標値に対して 3,083 t 超過となっており、事業系処理対象ごみについても、421 t の超過となっています。処理対象ごみ合計では、3,504 t の超過となり目標値を達成できていません。

区分	平成 22(2010) 年度 基準年度	令和 4 (2022) 年度 目標値	令和 4 (2022) 年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	24,030 t	19,895 t	22,978 t	未達成
事業系処理対象ごみ	12,609 t	8,987 t	9,408 t	未達成
処理対象ごみ合計	36,639 t	28,882 t	32,386 t	未達成

単純将来予測値：現在の状況が将来も続くとした場合における予測値

将来目標値：将来達成したいとする値

#### 《1人1日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

1人1日当たりの排出量（排出原単位）については、令和 4（2022）年度目標値に対し、家庭系処理対象ごみ 58g、事業系処理対象ごみ 9g の超過となっており、合計で 67g 目標値を超過しています。

区分	平成 22 (2010) 年度 (基準年度)	令和 4 (2022) 年度 目標値		令和 4 (2022) 年度 実績値		評価
家庭系処理対象ごみ	419g/人・日	352 g/人・日	16% (削減率)	410 g/人・日	2.2% (削減率)	未達成
事業系処理対象ごみ	220g/人・日	159 g/人・日	28% (削減率)	168 g/人・日	23.6% (削減率)	未達成
処理対象ごみ合計	639g/人・日	511 g/人・日	20% (削減率)	578 g/人・日	9.6% (削減率)	未達成

削減率：令和 4 年度単純将来予測値に対する将来目標値の削減割合

#### 《まとめ》

令和 4（2022）年度における実績値と目標値の比較結果から、家庭系処理対象ごみ、事業系処理対象ごみ及び総排出量における1人1日当たりの排出量は目標値に達成しておらず、対応策の検討が必要です。

## 2 本市におけるごみ処理の課題

### (1) 可燃ごみ中の水分の削減対策

本市のごみ中の水分量を図3-3-1に示します。千葉県の可燃ごみ中の水分量は43.4%ですが、本市の水分量は49.1%と高いことが特徴となっています。

図3-3-2は、組成ごとの水分量を設定して湿基準を推計したのですが、これから明らかのように、水分が高い要因は、厨芥類によるものと考えられます。家庭からの排出時の生ごみの水きりは、非常に簡単な減量方法であり、市民一人一人の行動により大きな成果が期待できるものです。より効果的な市民への啓発方法の検討を行う必要があります。

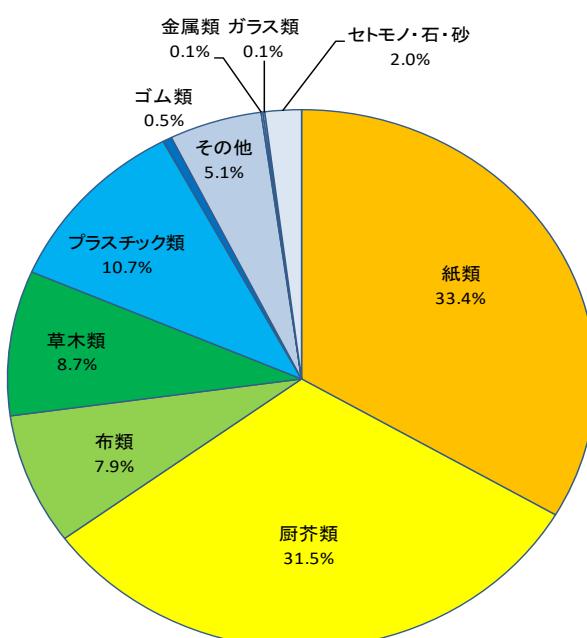
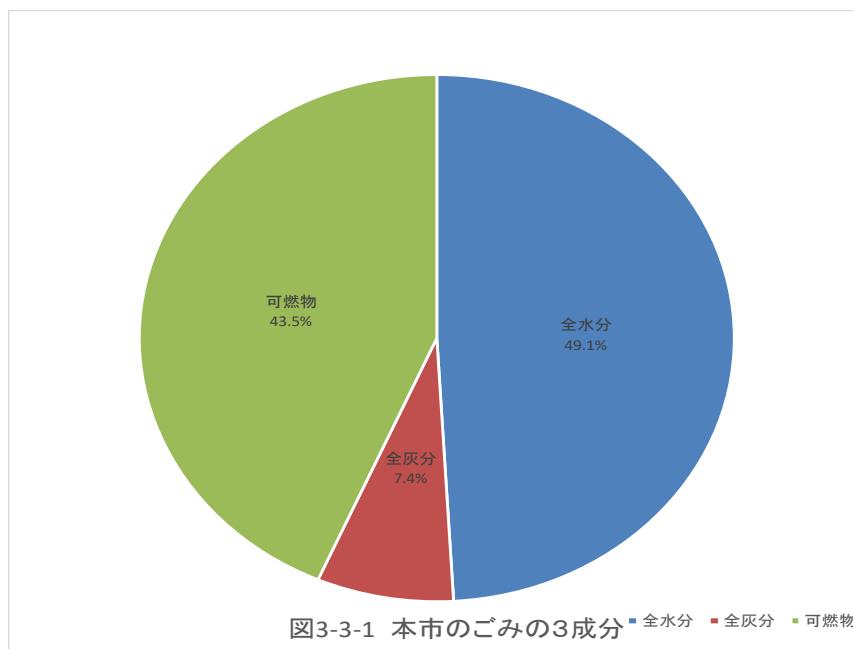


図3-3-2 本市の湿基準のごみ組成(推計)

## (2) 紙類の資源回収効率の向上

可燃ごみの中に、紙類が多く含まれている背景としては、本来、資源となるべき雑紙の混入や、個人情報を他人に知られたくないという理由から、やむを得ず、可燃ごみとして排出されていると推定されます。

紙類の減量・リサイクルの推進のためには、資源としての回収効率の向上と合わせて、よりきめ細やかな分別排出の仕方についての周知が必要です。（図3-3-3 参照）

## (3) 市民意識の向上

### 1) 分別の徹底

本市では「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全戸に配布して、分別の徹底及び集団資源回収への協力を求めていますが、可燃ごみの中には、資源となる紙類を含めて、33.4%含まれており、不燃ごみも13.4%含まれていることから、市民による排出時の分別の徹底が十分ではないと考えられます。分別の徹底を図るためにには、市民意識の向上が欠かせませんが、そのためには、市民のライフスタイルも変化していることから、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の見直しも必要です。

### 2) リサイクルフェア等再利用活動の活性化

毎年（令和2（2020）・

3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）「産業祭」に合わせて実施しているリサイクルフェアでは、啓発ポスターの掲示、市内小学校4年生によるポスターの展示、表彰、寄附金の募集を行っています。今後についても、状況の変化に応じた内容やPR方法の検討を行い、リサイクルフェアの内容の充実を図る必要があります。（図3-3-4 参照）

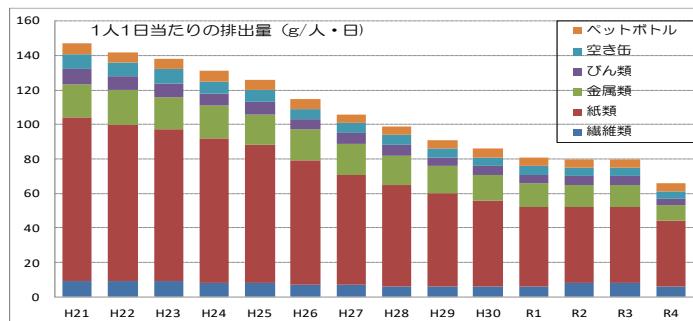


図 3-3-3 資源物量推移 (排出原単位)

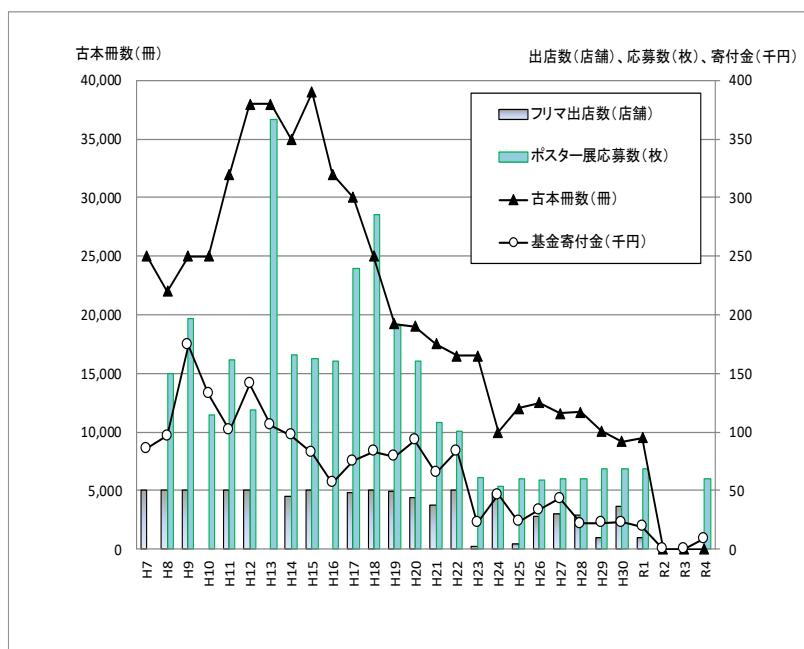


図 3-3-4 リサイクルフェアの利用状況

#### (4) 市民同士の連携効果

廃棄物減量等推進員を中心としたごみ減量に関する活動を進める上で、多くの自治会では廃棄物減量等推進員との連携・協力が図られているものの、自治会は任意組織であるため、現状では、両者の活動を画一的に結び付けることは難しい状況です。しかしながら、両者の連携によるごみ減量効果は、非常に大きな成果を期待されていることから、その連携の強化を図る必要があります。

#### (5) 事業系ごみの発生抑制対策

家庭系ごみについては、平成7（1995）年度に実施した指定ごみ袋制度などの諸施策によって大幅に減量化・再資源化が進んだのに対して、事業系ごみは、変動はあるものの、平成26（2014）年度までは、ほぼ横ばいで推移していました。そこで、30%の減量目標の達成に向けて、平成27（2015）年7月から事業系一般廃棄物の処理手数料の引上げを行うとともに、8月からは清掃工場への搬入車両に対する抜き打ち展開検査を実施する等、事業系ごみの減量に向けた指導強化を行いました。その結果、平成27（2015）年度から事業系ごみは減少し、中間年度の減量目標を達成しましたが、目標年度における減量目標は達成していないため、今後も、事業系ごみの減量化・再資源化の推進に向けてより具体的な施策の実施が必要です。（図3-3-5 参照）

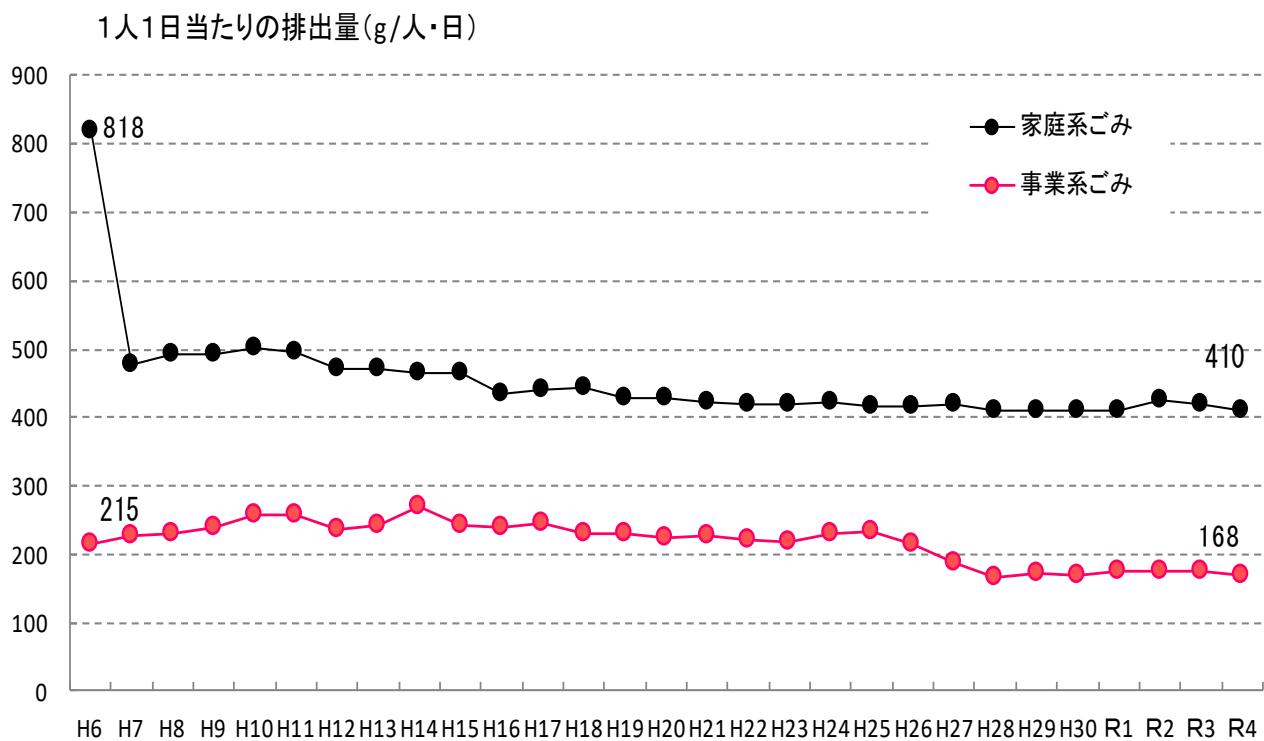


図3-3-5 1人1日当たりの排出量（排出原単位）の推移

## (6) 新清掃工場の建設

本市の、清掃工場については、順調に稼働しているものの、老朽化により早晚建て替えが必要な状態です。

一般廃棄物の処理は、自区内で完結することが基本であることから、新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題となっていますが、新清掃工場の建設に当たっては、前候補地における建設を断念した経緯もあり、今後は広域処理も含め検討する必要があります。なお、新清掃工場については、用地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境保全対策の徹底を図る必要があります。

## (7) 最終処分場の確保

一般廃棄物の自区内処理を進める上で、最終処分場は必要不可欠な施設です。市では最終処分場の確保に努めてきましたが、適地の確保が困難な状況にあります。そのため、本市の最終処分場は、平成元（1989）年から、他市の民間処分場に依存している状況にあります。今後とも、本市における最終処分場の確保は、重要な課題です。

## (8) 生ごみ堆肥化装置の導入促進

家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、平成10（1998）年度以降、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を実施しています。平成10（1998）年度には年間300件以上あった導入件数が、平成27（2015）年度では104件になり、制度発足以降減少傾向でしたが、平成28（2016）年度から対象者、対象容器、交付金額等を拡充したことにより、増加に転じています。表3-3-1に示すとおり令和4（2022）年度末時点では、コンポスト、機械式生ごみ処理機を合わせた約4,545台が導入されています。

生ごみ堆肥化装置は、可燃ごみ中で最も大きな割合を占める厨芥類を、ちゅうがい排出段階で減量・リサイクルできる機器です。ごみの減量化に大きな効果が期待されることから、更なる導入促進を図るために取組が必要です。（表3-3-1参照）

## (9) 堆肥化施設の整備・拡充

近年、生ごみの堆肥化施設を整備し、資源化している自治体もあります。本市では、剪定枝などについて、堆肥化施設において資源化を図っていますが、生ごみについても堆肥化施設等の整備を検討する必要があります。

表3-3-1 堆肥化装置購入決定件数

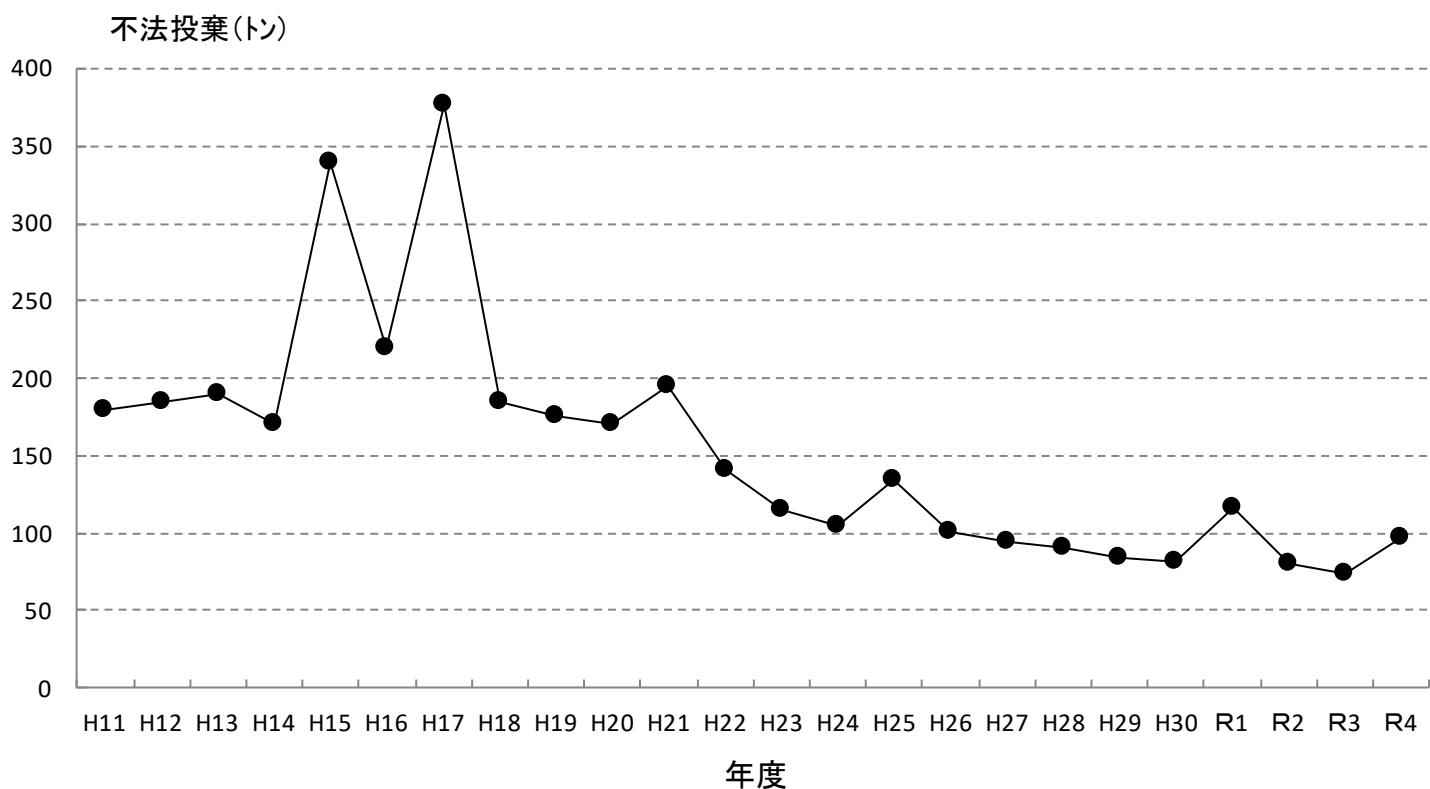
	堆肥化容器				機械式	合計数
	コンポスト	密閉容器	キエ一口	小計		
平成20年度	127			127	96	223
平成21年度	104			104	93	197
平成22年度	63			63	70	133
平成23年度	59			59	44	103
平成24年度	86			86	52	138
平成25年度	82			82	45	127
平成26年度	90			90	50	140
平成27年度	65			65	39	104
平成28年度	91	8	2	101	62	163
平成29年度	50	9	3	62	49	111
平成30年度	45	2		47	52	99
令和元年度	53	4		57	57	114
令和2年度	71	7		78	63	141
令和3年度	62	9	1	72	73	145
令和4年度	37	1		38	39	77
合計	2,343	40	6	2,389	2,156	4,545

## (10) リサイクルプラザの利用促進

平成 7（1995）年度から令和 2（2020）年度まで、粗大ごみの減量化と市民に対する啓発のため、粗大ごみから再使用可能なものについてリサイクル展示場で無償提供を行っていましたが、令和 3（2021）年度より場所をイオンノア店内に移し、リサイクルプラザのだとして有償にて販売しています。商業施設に移転したことから来場者も増加しており、更にリユース等を推進する取組を検討する必要があります。

## (11) 不法投棄の撲滅

不法投棄対策としては、廃棄物減量等推進員の協力によるパトロール、市職員による巡回、24 時間電話通報制度、関係地権者へ下草刈りや防護柵の設置など土地管理の強化要請、不法投棄防止看板の設置など、様々な対策を実施しています。さらに、平成 27（2015）年度からは、



新たな不法投棄等監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めています。しかし、令和 4（2022）年度には市内の不法投棄で、市施設に搬入されたものだけでも約 97 t にもなります。

不法投棄の撲滅は、街の美化や環境保全の観点からも、重要な課題であり対策を強化する必要があります。（図 3-3-6 参照）

## (12) 高齢者世帯などに対する配慮

平成 16（2004）年度から家庭から排出されるごみなどを、ごみステーション（集積所）へ出すことが困難な高齢者、障がい者等に対し、安否の確認を行いながら戸別収集（野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業）を実施しています。さらに、平成 27（2015）年度か

図 3-3-6 不法投棄量の推移

らは、粗大ごみの運び出しが困難な高齢者、障がい者等に対し、屋内からの粗大ごみの運び出し収集事業（野田市粗大ごみ運び出し収集事業）を実施することで、高齢者、障がい者等が在宅での生活が維持できるよう支援し、福祉の増進を図っています。地域の高齢化が進む中、今後も需要が増加していくものと考えられます。今後は更に地域コミュニティとの連携を図りつつ、より効果的な方法について検討が必要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

私たちは、これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化などの問題を引き起こすこととなりました。豊かな自然環境を維持するためには、環境に優しい社会の形成が急務ですが、その中でもごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する、「循環型社会<sup>※1</sup>」への更なる推進を図っていくことが不可欠です。

元来、ごみ処理は、ごみを排出する人が自分自身で責任をもって処理・処分することが原則です（原点処理の原則）。しかし、原点処理は、時間的にも経費的にも非効率であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理を自治体の責務として自治体に行わせることとしています。

本市では、平成7（1995）年度に指定ごみ袋制度を導入し、市民の理解と協力により、大幅なごみ減量を達成するとともに、その後もリサイクルや資源の有効利用に向けて先駆的な取組を行ってきました。

また、平成25（2013）年10月には、基本計画に掲げる四つの重点施策、55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等について、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成31（2019）年2月までに指定ごみ袋無料配布数の削減や事業系ごみ削減に向けた指導強化策など6度の答申を頂き、減量施策を実施してきた結果、事業系ごみについては、一定の減量効果を得ました。また、家庭系についても、減量目標には届かないものの着実に減量は進んできました。

しかし、老朽化している清掃工場の負担を減らし、長寿命化を図ることが必要なことや、ごみを燃やした時に発生する二酸化炭素は、地球温暖化の原因にもなっています。また、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が、年間523万トン（令和3年度）となっており、ごみ排出量の増加原因ともなっています。更に最終処分場の埋立容量もひっ迫している現状にあり、将来に不安を残す要因のひとつです。これらの課題の解決には、引き続きごみの減量に取組んでいく必要があります。

このため、今後も市民、事業者、行政の3者が各自の役割を見直し、協働して新たなごみ減量施策を展開することが重要となっています。

そこで、本市においては基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を継続し、市民・事業者・行政が協働・連携を強化し、パートナーシップの維持に努め、循環型社会への更なる推進を図ります。

**基本方針**  
～市民・事業者・行政の協働による～  
循環型社会への更なる推進

※1 循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」  
(出典：循環型社会形成推進基本法)

## 第2節 施策の体系

基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』の実現に向けて、①排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備・拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置付け、次の事項に留意しつつ、確実かつ体系的な計画の推進を図っていきます。

(留意事項)

- (1) 施策の体系に掲げる重点施策は、基本計画期間中に実施し、又は実施の検討をすべき施策ですが、具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果などの課題を整理し、更には市の財政状況についても勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議の御意見や討議を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会に諮り、実施していくこととします。
- (2) 4項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。
- (3) 緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策又は市民に相当の努力が望まれる施策の具体的実施に当たっては、必要に応じ市民参加によるプロジェクトチーム又は専門委員会を設置し、検討することとします。

## 基本方針 ~市民・事業者・行政の協働による~循環型社会への更なる推進



### 第3節 重点施策

#### 1 排出抑制



##### (1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

ごみの減量とリサイクルの推進を図るために、ごみ排出ルールの周知徹底が最も重要であり、適正な排出と排出抑制を図るため、啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全世帯に配付しています。なお、大きな変更点がない限り、隔年発行を基本とし、市民、事業者の確実な実行を促進します。また、市内在住が増加している外国人も理解できるように外国語版（5か国）の「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を活用し、誰でも正しいごみの出し方ができるように周知し、さらに、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の登録者数も年々増加していることから、アプリの利用促進を図るとともに、内容の充実に努めます。

引き続き、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用し排出ルールの周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していくとともに、市報・市ホームページなどを利用し、ごみの減量・リサイクルの推進について、周知徹底を図ります。

#### (2) 水切りの実施



生ごみの水切りを実践することは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。

市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはPR方法も検討しながら積極的に推進していきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデアを募集する等、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。

#### (3) 食品ロス



食品ロスの削減は、可燃ごみの約3割が厨芥ごみとなっている本市にとって、ごみの減量に大きな効果が期待できることから、啓発に努めてきました。

一方、国では、「食品ロス削減推進法」が令和元（2019）年10月1日に施行され、法律に基づく「食品ロス削減基本方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

「食品ロス削減推進法」の中で、市町村は「食品ロス削減基本方針」を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていること、また、「食品ロス削減基本方針」において、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けられることも考えられるとされていることから、市では、食品ロスの削減のための取組を別節にて定め、「食品ロス削減推進計画」とすることとします。

今後も、食品ロスを削減するため、取り組みなどの周知徹底に努め、積極的に推進していきます。

#### (4) 不要なダイレクトメールの拒否



ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。

#### (5) 簡易包装の推奨



家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者に簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品ができるだけ買わないよう奨励します。また、簡易包装実施店舗を紹介します。

#### (6) ノーレジ袋運動の推進



レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励するとともに、実施店舗を紹介します。

## 2 ごみ減量・リサイクルの推進

#### (1) 生ごみのリサイクル



生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

##### 1) 生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施

焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ（厨芥類）について、資源化（堆肥化・飼料化・メタンガス化等）を目的とした分別回収の実施を目指します。

##### 2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品（コンポスト）は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ（生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ）の構築を目指します。

##### 3) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

平成7（1995）年度から開始し、平成28（2016）年度に制度拡充をした「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。

また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、回収方法や交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。

##### 4) 学校給食における資源化の推進

学校給食で生じた生ごみの資源化を推進します。

##### 5) 事業所における堆肥化処理の促進

生ごみ排出事業者については、有効な減量化策として堆肥化処理に取り組むよう促します。

## (2) 紙ごみのリサイクル



紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルと同様、以下の施策について、費用対効果を検証しながら、効果の高い施策を順次実施します。

### 1) 紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底

平成25(2013)年度から3年間実施した分類調査の結果、依然として紙類が多く含まれるため、紙類の更なる資源化に向けた分別の実施について周知徹底を図ります。

### 2) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。

## (3) 資源回収の拡充



資源回収の拡充策として、現状の集団資源回収を推進していくとともに、新たな資源回収品目の追加や、ごみステーション（集積所）を活用した資源回収の実施も検討します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯の回収を進めます。なお、新聞販売店等の民間回収については、共存を図っていくこととします。

## (4) 小型家電回収の推進



使用済み小型家電回収の推進については、ごみの減量につながることから、様々な機会を利用してPRするとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に取り組みます。

## (5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。

## (6) 指定ごみ袋無料配布制度の継続

家庭ごみの処理責任は市にあり、ごみの減量を推進することも重要であることから、最も直接的で有効なごみ減量施策であるため、指定ごみ袋の無料配布を継続することとします。なお、配布数については市民のニーズに合わせ、紙おむつの加算年齢を3歳児まで拡大したことで充足しているため、当面は見直しを行わず、容量選択制により市民の利便性の向上を図ります。

また、指定ごみ袋への環境配慮素材の導入を図ります。

## (7) 持込みごみ処理手数料の改定

持込みごみ処理手数料については、平成27(2015)年7月に改定していますが、引き続き、近隣市の処理手数料の動向に注視し必要に応じ見直しを検討します。

## (8) リサイクルプラザのだの利用促進



令和3(2021)年度より場所をイオンノア店内に移動し、名称を「リサイクルプラザのだ」に変更したことにより、イメージアップにつながり利用者も増加しています。

今後も市民にリサイクルプラザのだのPRを含めた施設の周知徹底を図ります。

## (9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため、今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。

## (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化



廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図りながら、集団資源回収の拡大について検討していきます。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。

## (11) 資源回収業者の育成



集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。

## (12) 事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量化計画書」に基づく排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜き打ち展開検査などを実施し、指導を強化していきます。

## (13) プラスチック資源循環の推進



「プラスチック資源循環法」が令和4（2022）年4月1日に施行され、市町村は当該市町村の区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

### 1) プラスチック製品廃棄物のリサイクル

不燃物として収集されるプラスチック製品廃棄物について、現在実施している容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを継続するとともに、プラスチック資源循環法の対象プラスチックについても、リサイクル手法について検証し、早期の実施を目指します。

### 3 ごみ処理システムの整備・拡充

#### (1) 新清掃工場の建設

新清掃工場の建設については、現清掃工場の老朽化に伴い、喫緊の課題として「新清掃工場建設候補地選定審議会」を設置し、数年に渡って議論した結果、平成30（2018）年3月の答申において、船形地区（第二清掃工場隣接地）を最適地として選定されました。

市では答申に基づき、地元住民との協議を進めてまいりましたが、一部住民から反対の意見が出され、協議が難航していた中、新型コロナウイルス感染症のまん延により協議中断が余儀なくされました。協議中断の間、令和2（2020）年8月に洪水ハザードマップの改訂により候補地の浸水深が改訂前より更に深い浸水深に見直されたことから、建設場所として再考せざるを得ない状況となったほか、東京オリンピック関連事業やリニアモーターカー関連事業等の影響による慢性的な人手不足等から建設費が高騰していること、新型コロナウイルス感染症拡大による生活スタイルの変化等によりごみの減量が計画通りに進んでいないこと、近年の豪雨等による災害リスクが高まっており新清掃工場の処理能力そのものの見直しも必要であることなど、答申当時とは建設に係る前提条件が大きく変化した結果、当該地での建設計画を断念せざるを得ない状況となりました。

しかし、新清掃工場の早期建設は喫緊の課題であることに変わりはなく、現清掃工場の長寿命化を図りながら、自区内処理を原則とした新たな候補地の選定を進めるとともに、国の方針に基づいて広域化を進める県とも連携し、建設経費や収集経費などを含めて議論を重ね、他市との広域処理についても検討します。

#### (2) リサイクルセンターの管理運営

リサイクルセンターについては、適正な管理運営を行うとともに、不燃ごみとして排出される容器包装プラスチック類や混入している金属類、ペットボトル類などを選別して、資源化率の向上を目指します。

#### (3) 公害防止対策の徹底



施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。

#### (4) 堆肥センターの活用

生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用に努めます。

#### (5) 焼却灰のリサイクル推進

焼却灰の一部エコセメント化及びスラグ化については、今後の情勢変化を踏まえ検討します。

## (6) 最終処分場の建設

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元（1989）年以降、他市の民間処分場に依存しています。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることからも、その確保が困難な状況となっていますが、今後も引き続き確保に努めます。

## 4 環境保全意識の普及啓発

### (1) 環境教育の推進



未来を担う子供たちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子供たちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。

また、子供たちに環境保全の重要性を体感させるため、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。

### (2) 環境学習の推進



最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るために、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。

### (3) 啓発手法の多様化

市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページ及びさんあ～るの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るために、啓発手法の多様化を進めます。

### (4) グリーン購入の推進



市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。

なお、事業者にも同様の取組を促していきます。

### (5) ごみの減量・リサイクルを始めとした幅広いイベントの実施



ごみの減量・リサイクルに対する市民の意識を高めるため、啓発活動を継続するとともに、不法投棄や地球温暖化といった環境問題全般に関わるイベントの実施に努めます。

### (6) 市民、事業者、行政の3者の連携強化



基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るために、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。

## 第4節 食品ロス削減の推進（野田市食品ロス削減推進計画）

「食品ロス削減推進法」が令和元（2019）年10月1日に施行され、法律に基づく「食品ロス削減基本方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

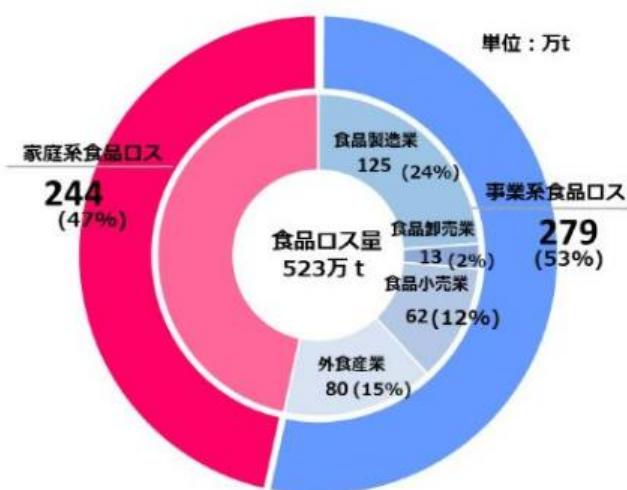
「食品ロス削減推進法」の中で、市町村は「食品ロス削減基本方針」を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。また、「食品ロス削減基本方針」において、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けることも考えられるとされていることから、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「野田市食品ロス削減推進計画」として位置付けるものとします。

### 食品ロスとは

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本の「食品ロス」は523万トン（農林水産省及び環境省、令和3（2021）年度推計）になります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量（令和3（2021）年で年間約440万トン）の1.2倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりに換算すると“お茶わん約一杯分（約114g）の食べ物”が毎日捨てられていることになります。



出展：食品ロスとは（農林水産省ホームページ）



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)  
令和2年度食料需給表（確定値）

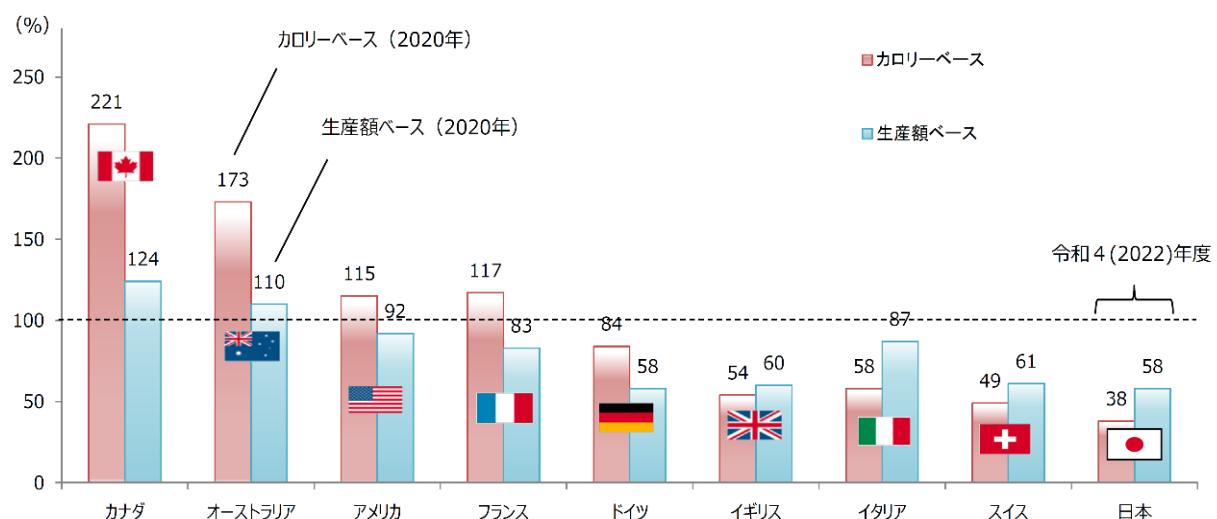
## 1 食品ロスの削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO<sub>2</sub>排出や焼却灰の埋立て等による環境負荷の増加につながっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食糧を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、本市としても、削減の推進を図っていかなければなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者（生産者、製造者、販売事業者等）、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。

○ 我が国と諸外国の食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO“Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）

注1：数値は曆年（日本のみ年度）。スイス（カロリーベース）及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。

注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

## 2 食品ロスの削減に向けた取組

### (1) 家庭でできる食品ロス削減の紹介

食品ロスを削減するために、家庭でもできる三つのポイントや消費者庁等国や県の取組などを「ごみの出し方・資源の出し方」等で紹介していきます。

### (2) 食品関連事業者による食品ロスの削減

製造業や小売店、飲食店などの食品関連事業者に、食品ロスの削減に向けた具体的な取組を周知し、削減を推進していきます。

### (3) 食品ロスの削減に取り組む事業者の周知

量り売りや小盛りメニューの提供など、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者をホームページ等で市民に紹介していきます。

### (4) 発生抑制の推進

家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を推進していきます。

### (5) フードバンク・フードドライブの推進

食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消のみならず、食品ロスへの関心を高め、分け合う心の醸成を図り、地域の関係性づくり、共助・公助の土台作りといった大切な目的・効果も期待できるフードバンク・フードドライブの活動を周知啓発していきます。

## 第5節 減量目標及びごみ量の予測

### 1 減量目標値の設定

減量目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めました。数値は、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんですが、可能な限りの減量化施策を進める必要があります。また、一方ではカーボンニュートラル推進、将来的な最終処分場の容量不足など廃棄物を取り巻く環境は厳しい状況です。そのため、市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むため、具体的な数値目標を設定していく必要があります。

目標設定に当たっては、前計画で定めた基準年度（平成22（2010）年度）に対し20%削減を継続し、令和15（2033）年度までとします。なお、令和4（2022）年度の実績では9.6%の削減率となっていることから、実質10.4%の削減となります。市民にとって厳しい削減であっても、市民一人一人が減量意識を持ち、適正な分別や、水切り、食品ロスの削減等の減量施策に取組むことにより、決して達成できない指標ではないと考えています。

### 2 減量目標に基づくごみ量の予測

減量目標値に基づく本市における家庭系ごみ、事業系ごみ量の推計値（排出源単位）は、次のように見込まれます。なお、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量、再生利用量、最終処分量は、表4-4-1に示すとおりです。また、表4-4-2及び図4-4-1は目標値を年度別に示したものです。

#### 本市における将来ごみ排出量の目標

区分	家庭系ごみ1人1日平均排出量 (家庭系ごみ排出量)	事業系ごみ1人1日平均排出量 (事業系ごみ排出量)		
基準年度 平成22（2010） 年度	419g／人・日 (24,030t／年)	220g／人・日 (12,609t／年)		
	現状推移 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	将来目標値 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	現状推移 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	将来目標値 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比
目標年度 令和15（2033） 年度	392(21,589) 94%	352(19,395) 84%	164(9,032) 75%	159(8,734) 72%

※集団資源回収、剪定枝等分は、含まず。

※家庭系排出量は収集量、事業系排出量は直接搬入量とした。

表 4-4-1 目標値に対する結果のまとめ

項目	平成 22 年度 (2010)	平成 28 年度 (2016)	令和 4 年度 (2022)
総 排 出 量	49,049t —	43,441t (11.4%減少)	39,358t (19.7%減少)
収集ごみ	24,030t	23,184t	22,978t
直接搬入ごみ	12,609t	9,398t	9,408t
集団資源回収	8,118t	5,631t	3,818t
剪定枝等	4,232t	5,102t	3,034t
小型家電	—	68t	89t
その他	59t	58t	32t
再 生 利 用 量	16,549t	12,863t (22.3%減少)	8,927t (46.1%減少)
最 終 処 分 量	5,233t —	5,976t (14.2%増加)	6,244t (19.3%増加)

注：（ ）内は、平成 22 年度比

※ 減量目標値（20%）は、収集ごみと直接搬入ごみの合算量について設定

※ 平成 22 年度実績の総排出量と内訳の合計は、端数処理しているため一致しません。

※ 平成 30 年 3 月の改定から総排出量に、その他（蛍光灯、乾電池）を加えているため、前期計画の総排出量とは一致しません。

表 4-4-2 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果 (t/年)

年度／区分	家庭系	事業系	合計	
	実績	実績	実績	
平成30年度 (2018)	23,064	9,553	32,617	
令和元年度 (2019)	23,166	9,798	32,964	
令和2年度 (2020)	23,840	9,888	33,729	
令和3年度 (2021)	23,425	9,873	33,298	
令和4年度 (2022)	22,978	9,408	32,386	
年度／区分	現状推移	減量化	現状推移	減量化
令和5年度 (2023)	22,491	22,750	10,177	9,388
令和6年度 (2024)	22,378	22,398	10,039	9,317
令和7年度 (2025)	22,326	22,108	9,929	9,272
令和8年度 (2026)	22,219	21,764	9,794	9,204
令和9年度 (2027)	22,172	21,480	9,686	9,161
令和10年度 (2028)	22,061	21,080	9,582	9,068
令和11年度 (2029)	21,955	20,740	9,449	9,001
令和12年度 (2030)	21,849	20,401	9,316	8,934
令和13年度 (2031)	21,804	20,119	9,265	8,891
令和14年度 (2032)	21,694	19,729	9,108	8,800
令和15年度 (2033)	21,589	19,395	9,032	8,734
			30,802	28,529
			30,622	28,128

※資源物は除く

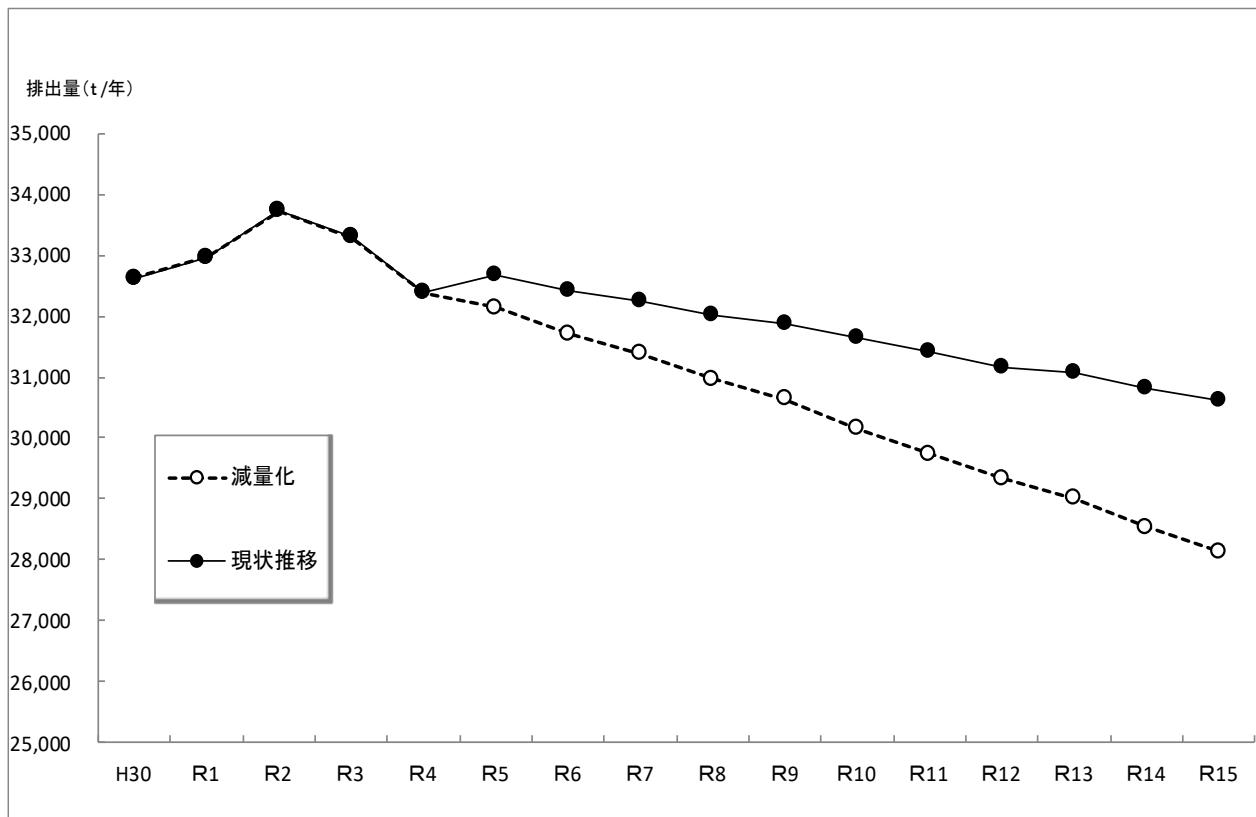


図 4-4-1 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果

## 第5章 計画策定に当たっての留意事項

---

### 第1節 施策の実施体制

#### 1 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

本計画の確実な推進のためには、基本方針に掲げる市民・事業者・行政の協働が不可欠です。このため、市民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向けた体制を確立します。

#### 2 他の自治体との連携による広域支援体制

災害等の緊急時や大規模改修においても廃棄物の適正処理を継続するために、本市では、周辺の自治体と協定を締結し相互協力体制を確立していますが、更に広域的災害に備えた新たな広域支援体制の構築に努めます。

#### 3 災害対策体制の確立

国が平成 26（2014）年 3 月に策定し、平成 30（2018）年 3 月に改訂した災害廃棄物対策指針及び平成 27（2015）年 11 月に策定した大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえるとともに、千葉県が策定した災害廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等と整合を図りつつ、本市においても、災害対策体制を確立し、具体的かつ実効性のある災害廃棄物処理計画を策定します。

#### 4 環境マネジメントシステムの導入

環境保全への取組を、市民、事業者に率先垂範するため、例えば環境省が認証するエコアクション 21\*などの認証・登録を進めます。

### 第2節 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス排出量の削減が必要となることから、可能な限りごみ減量を進めることで、焼却施設のコンパクト化を図るとともに、環境負荷の低減と資源の効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

---

\* エコアクション 21 は、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度です。